

5 アクションプログラム

1 直売所の拡充

重点施策

現 状

- 1 市内には、3つの農畜産物共同直売所があり、3直売所の農家会員数は251人（平成23年3月31日現在）。
- 2 3直売所の総売上額8億1,288万円、レジ客総数637,193人（平成21年度）。このうちの約55%、4億4,949万円が農家会員売上額
- 3 農業就業人口（販売農家）の平均年齢は67.1歳（2010年農林業センサス）
- 4 端境期や週末等の午後には、品不足や売切れ状態が発生
- 5 東京都エコファーマーの認定農業者12人

今後の取組

- 1 新鮮で安心・安全な農畜産物の供給量の増加を図る。
- 2 ポイントカードなどの消費者サービスの検討をする。
- 3 東京都エコファーマー認定農業者の増加（目標20人）を図る。
- 4 秋川ファーマーズセンターを地産地消の核として、「あきる野の農と食」が満喫できるような機能等を備えた施設の再整備に向けての方向付けをする。
- 5 あきる野農業をPRするイベントの開催

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安心・安全な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	エコファーマー認定制度の周知・PR				<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・JA あきがわ ・新四季創造（株）
	先進直売所の視察・秋川ファーマーズセンター整備の方向付け				
	農畜産物供給量の増加に向けた取組				
	PRイベント開催				

現 状

- 1 農業産出額（平成20年産）10億1,000万円（東京都農作物生産状況調査結果・平成22年3月東京都産業労働局農林水産部発行）
- 2 主な作付け品目と収穫量
とうもろこし（28ha・259t）、馬鈴薯（15ha・302t）、なす
4ha・311t）、トマト（6ha・420t）、きゅうり（7ha・186t）、
栗（57ha・61t）、梅（22ha・28t）、水稻（20ha・77t）
- 3 耕地面積 畑・439ha、田・32ha（2005年農林業センサス）
- 4 遊休農地 54ha（前回対比8ha減）（2010年農林業センサス）
- 5 施設面積 472a（67戸）（2005年農林業センサス）
- 6 畜産農家12戸（平成22年12月31日現在）
乳用牛・6戸（516頭）、肉用牛・2戸（333頭）、
採卵鶏・5戸（19,775羽）、肉用鶏・1戸（2,000羽）

今後の取組

- 1 東京都補助事業を活用した施設整備を推進する。
- 2 遊休農地の再生により生産量の増加を図る。
- 3 優良牛品種改良の研究、家畜伝染病の予防接種等の助成を継続する。

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安心・安全な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
施設整備		要望調査・都と協議			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会
	遊休農地の再生・活用による生産量増加				
		優良牛品種改良等助成継続			

3 農業経営の拡大

現 状

- 1 経営耕地面積規模別農家数（2010年農林業センサス）
0.5ha～1.0ha 未満：99戸 0.3ha～0.5ha 未満：104戸
- 2 農産物販売金額規模別経営体数（2010年農林業センサス）
50万円未満：62戸 300万円～500万円未満：18戸
50万円～100万円未満：34戸 500万円～1,000万円未満：20戸
100万円～300万円未満：41戸 1,000万円～2,000万円未満：7戸
- 3 農業経営規模拡大希望農家（H22年12月調査）
28人（秋川地区：20人、五日市地区：4人、小宮・戸倉地区：4人）

今後の取組

- 1 認定農業者
「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画の利用権設定による貸借を推進する。
- 2 認定農業者以外
農地法（第3条）の許可による貸借を推進する。
- 3 農地貸借の同意に基づき、遊休農地を再生し利用する。
- 4 消費者に身近な場所で農畜産物・加工品の販売を検討する。

成果目標

遊休農地の解消による農業環境の向上及び生産量の増加による安定供給を進めることにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		相談・情報提供			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会
		遊休農地の再生			
		貸借の促進			
		消費者に身近な場所での販売の検討			

4 消費者と農業者の交流イベント

現 状

- 1 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」からの提言
- ①消費者との交流を深めるために、ウォーキングと農産物の収穫体験などをセットにした「あきる農を知り隊」の開催
 - ②農家が消費者に、郷土料理の作り方などを教える料理講習会の開催
 - ③観光と連携した都市農村交流推進事業（所管：農林水産省）の実施

今後の取組

- 1 3つの直売所を基点に、「あきる農を知り隊」を定期的で開催する。
- 2 JA あきがわと連携し、観光と連携した都市農村交流推進事業を実施する。
- 3 市内で昔から食べられている料理のレシピ作りを行う。

成果目標

消費者に、あきる野農業の理解と農業者との交流を通じて、あきる野農業の応援者となる。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 市民 ・ 農業者 ・ 農業委員会

5 認定農業者制度等の推進

現 状

- 1 認定農業者
31人（平成23年3月31日現在）
- 2 国や東京都では、補助事業の対象者を「認定農業者」等としている。
- 3 認定農業者に限定された特別融資制度（スーパーL資金等）がある。
- 4 家族で農業に関するルールや仕事の分担等を取決め文章化した「家族経営協定」の締結を行った農家はありません。

今後の取組

- 1 農業委員会や農業団体が発行する機関紙などで制度の普及啓発を行う。
- 2 「あきる野市担い手等育成総合支援協議会」を核として、認定農業者の経営改善等の取組みをサポートする。
- 3 認定農業者向けの市独自の支援策を検討する。

成果目標

35名を目標認定者とし、経営感覚に優れた担い手などを認定農業者として確保・育成する。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		制度のPR			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・農業委員会 認定農業者等担い手総合支援協議会
		協議会によるサポート			
		支援策検討			

6 農業後継者の育成支援

現 状

- 1 あきる野市農業振興会後継者部の会員：30人（うち50歳未満31人）
- 2 65歳未満の農業専従者がいる農家（2010年農林業センサス調査結果）
販売農家253戸のうち、主業農家：50戸 準主業農家：43戸
- 3 フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー(東京都主管：2年間の研修)に、
市内から5人が参加し、定年等収農者セミナー（西多摩農業改良普及セン
ター主管：1年間の研修）に、6人が参加している。
- 4 市には、後継者部への助成、農業振興資金利子補給制度（後継者への優遇）
がある。

今後の取組

- 1 フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーへの参加を啓発する。
- 2 後継者部への助成、農業振興資金利子補給制度を継続する。
- 3 後継者部会へ支援を継続する。

成果目標

農業の基礎的な知識や実践的な技能を修得することにより、意欲ある担い手
を確保するとともに、農業経営の安定化を図る。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		セミナー参加の啓発			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・JA あきがわ
		利子補給継続			
		後継者部会支援継続			

7

新規就農者の育成支援

現 状

- 1 「あきる野市地産地消推進市民懇談会」から農業ヘルパーなど新たな農の参加者を確保・育成するための農園整備が提言された。
- 2 市民農園利用者アンケート調査結果（平成22年2月実施）
「将来、農業を始めてみたいから」という理由で、市民農園を利用した人が「8人」いた。
- 3 農地法（昭和27年法律第229号）には、農地等の権利移動の制限（下限面積要件・秋川地区50a・五日市地区30a）がある。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく、農用地利用集積計画を定めたときには、農地法の例外規定がある。

今後の取組

- 1 新たな担い手として、認定就農者を受け入れる。
- 2 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画により認定就農者に農地の斡旋を行う。
- 3 東京都農業会議などと連携をし、情報提供等を行う。
- 4 秋川農業協同組合などとハウスや農機具等のリース制度について調査・研究を行う。

成果目標

新たな担い手を確保・育成することにより、遊休農地の解消と生産量の増加を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	認定就農者の受入れ・農地の斡旋				<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・JA あきがわ
	農地情報の提供				
	リース制度の研究				

8 優良な農地の保全

現 状

- 1 農業振興地域農用地面積 256.9ha（平成23年3月31日現在）
5年前と比較すると、約1ha減少している。
- 2 生産緑地地区の指定面積 73.8ha（平成22年12月31日現在）
5年前と比較すると、約6ha減少している。
- 3 武蔵引田駅周辺土地区画整理事業が計画されている。農地は減少するが効率的な生産などにより、農地と住宅地等の共存共栄を目指し、関係部局と協議を進めている。

今後の取組

- 1 生産緑地地区の追加指定を行う。
- 2 基盤整備事業や農道整備等について地権者の意向を把握する。
- 3 用排水路の整備、農業用取水堰等の改修について検討・協議を行う。

成果目標

農業振興地域農用地や生産緑地地区などの優良農地を確保・保全することにより、市民等に安らぎや潤いを与えとともに、生産量の増大を目指す。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		生産緑地地区の追加			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業委員会 ・農業者
		農道整備等の意向把握			
		農業用取水堰等の改修検討			

現 状

- 1 遊休農地 54ha・前対比8ha減（2010年農林業センサス）
- 2 平成22年度に市が実施した「遊休農地実態調査結果」では、75ha（不作付地：25ha、草・かん木地：33ha、森林化：18ha）
- 3 あきる野市地産地消推進市民懇談会から遊休農地の再生利用の提言
 - ①市内の飲食店が「小麦・そば」を自ら（又は契約）栽培する。
 - ②農業ボランティア等を養成する区画の大きな市民農園
 - ③農地のない自治体の区民・都民農園、企業の福利厚生のための農園

今後の取組

- 1 遊休農地所有者の意向調査を行なう。
- 2 貸借の同意が得られた遊休農地を農地に再生する。
- 3 農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者・新規就農者等に集約する。
- 4 農業ボランティア等を養成するための市民農園の開設
- 5 都民農園・リハビリ農園等の開設を検討する。
- 6 飲食店との契約栽培等について、研究・検討する。
- 7 定年退職者などが使用する新ライフスタイルの農園を開設する。

成果目標

遊休農地を再生し、経営規模拡大農家へ集約することにより、生産拡大を進め、直売所に安定的に供給する。

また、農業ボランティア養成に向けた農園や都民農園等を開設することによりあきる野農業の応援者を育成・確保する。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
	貸し手・借り手の調査・情報提供				・市 ・農業委員会 ・農業者
	遊休農地再生・集積				
	ボランティア農園等の検討・開設・運営				
	新ライフスタイル農園研究・開設				

10 環境にやさしい農業の推進

現 状

- 1 東京都エコファーマーの認定者：12人（平成23年3月31日現在）
- 2 東京都特別栽培農産物の認証者：2人（平成23年3月31日現在）
- 3 家畜排せつ物たい肥生産酪農家7戸（鶏：2戸 牛：5戸）
- 4 たい肥による土づくりに取り組んでいる農家：141戸（2005年農林業センサス）

今後の取組

- 1 家畜排せつ物たい肥の利用を促進する。
- 2 家畜伝染上病の危機管理対応マニュアルを作成する。
- 3 東京都エコファーマー認定者、東京都特別栽培農産物認証者を増加させるために、制度の普及啓発に取り組む。
- 4 ビニールごみを減量するため生分解マルチの利用促進を図る。

成果目標

安心・安全な農産物を直売所に供給するため、東京都エコファーマー認定者20人、東京都特別栽培農産物認証者5人を目標とする。

年度計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	取組推進主体
		たい肥の利用促進			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・JA あきがわ
		エコファーマー等の制度普及啓発			
		ビニールごみ（マルチ）減量の促進			